

# 監査結果報告書

令和2年11月度及び12月度

千早赤阪村監査委員

## 1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：議会事務局  
人事財政課

## 2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和2年11月13日（金）	議会事務局
令和2年12月11日（金）	人事財政課
令和2年12月21日（金）	

## 3. 監査の対象事務

定期監査

- ・議会事務局における会議録作成委託料及び政務活動費の支出について
- ・人事財政課における職員研修委託料、福利厚生事業委託料の支出について

## 4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

## 5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

## 〈検討又は改善を要する事項〉

### 定期監査指摘事項

#### 【議会事務局】

- 1 会議録作成委託料の契約について
  - ・ 施行決裁の判断となる予算額が前年度の予算額を記載していた。
  - ・ 設計金額が 50 万円を超えているが、副村長までの決裁しかとっていない。事務決裁規程では 50 万円を超える業務委託については村長までの決裁をとることとなっている。
  - ・ 設計書の単価について、近隣の町の平均をとっているが、村の過去 3 ヶ年の定例会、臨時会等の開催時間や単価のデータも参考にした積算根拠を作成したほうが良いのではないか。
  - ・ 契約書の文面に契約保証金に関する記載がない。
  - ・ 契約では、発注後 20 日以内に納品することとなっているが、いつ発注をしたかの確認ができる資料がない。村がいつ発注したのか、いつまでに納品することを指示したのかが分かる書面を作成すること。
- 2 政務活動費の支出について
  - ・ 会派の政務活動費であるので、個人ごとの収支報告ではなく、会派として会派代表者の収支報告書にすること。
  - ・ 政務活動費の返還については、会派の依頼者から返還手続きを行うこと。
  - ・ ガソリン代領収書が添付されているが、車のナンバーを確認する資料になっていなかった。
  - ・ 政務活動費の支出は議会議員の調査研究その他活動に資することを目的としている。政務活動費の申請時には調査研究等の目的を記載し、実績報告時には調査研究等の結果を記載した上で、調査研究等に使用した収支報告書にする検討をされたい。

#### 【人事財政課】

- 1 超過勤務命令について
  - ・ 各課の人数や超過勤務の時間について、類似団体との比較及び分析が行われていない。類似団体の決算統計を参考に、人数及び勤務時間について、なぜ増加しているのかを分析し、適正な人員管理に努めること。
  - ・ 超過勤務の終了時刻よりもタイムカード上の帰宅時刻が遅くなっているものが見受けられる。タイムカードの管理方法を整理すること。また、タイムカードに代わる管理の方法を検討すること。
- 2 職員研修委託料の支出について
  - ・ 人事評価研修及びコンプライアンス研修の実施について、施行決裁に研修の目的が

記載されていない。

- ・研修の実施後には効果検証をすることになっているが、検証がされていない。
- ・職員の研修計画を平成 23 年の 11 月に策定しているが、10 年近く経過しているため、見直しを検討されたい。
- ・新規採用職員への採用時の研修は実施されているが、異動後の職員に対する各課での職場研修の実施を検討されたい。
- ・地方公務員法において、福利厚生計画を作成することとなっているが、計画が作成されていない。

### 3 健康診断委託料の支出について

- ・契約書には業務完了報告を提出することと記載されているが、提出されていない。
- ・令和元年 10 月の消費税の増税に伴い、契約変更を実施しているが、締結の日付が令和 2 年 1 月 17 日となり、期間が空き過ぎている。
- ・当初予算では 153 万 8,000 円だが、決算では 161 万 5,340 円となっている。予算額変更の手続きを実施したならばその旨を決裁に記載すること。また、契約期間中において、職員数の増加に伴い健康診断の実施人数を増やしているが、その旨について相手側に文書で通知されていない。